最終更新日：2017年1月13日

株式会社ティア
代表取締役社長　冨安　徳久
問合せ先：常務取締役経営企画室長　辻　耕平　TEL：052-918-8254
証券コード：2485
http://www.tear.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社の経営理念は「哀悼と感動のセレモニー」であります。これは、物売りでもなく、押売りでもなく、「儀式を尊厳する形と洗練された心の追求」を忘れない姿勢で取り組むことと、デスケアを通じて社会貢献することを、事業の基本理念としております。
　この経営理念のもと、企業として企業価値を高めるとともに、信頼される企業としてあり続けるために、適時、適正かつ公平な情報開示に努め、コンプライアンス（法令遵守）の徹底並びに、経営の透明性を追求し、経営管理機能の整備、強化を継続して行うことであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－４　議決権電子プラットホームの利用・招集通知の英訳】
　当社は、機関投資家及び外国人株主が議決権行使をしやすい環境を提供する必要があることは認識しております。しかしながら、現時点における当社の株主構成では機関投資家及び外国人株主の保有割合が低いため、議決権の電子行使や招集通知の英訳を実施しておりません。今後、機関投資家及び外国人株主の保有状況を勘案しつつ、議決権の電子行使や招集通知の英訳の実施について検討してまいります。

【補充原則３－１－２　英語での情報の開示・提供】
　当社は、現時点におきまして、外国人株主の保有割合が低いため、英文による情報の開示を行っておりません。今後、外国人株主の保有状況を勘案しつつ、英文による情報開示を検討してまいります。

【補充原則４－１－３　最高経営責任者等の後継者の計画】
　取締役会は、最高経営責任者等の後継者の計画は策定しておりません。しかしながら、当社の事業活動を長期に亘り継続していくためには、経営理念や経営戦略を踏まえた次世代を担う最高経営責任者は必須であると考えておりますので、最高経営責任者等の後継者に関する計画について策定を検討してまいります。

【原則４－２　取締役会の役割・責務（２）】
　取締役会は、取締役または経営幹部から、新たな取り組みとなる提案の機会を適宜設け、その提案の前提条件、合理性等を客観的な立場から十分に検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、進捗状況が把握できる計画書を作成し、モニタリングに努めております。一方、取締役または経営幹部の報酬につきましては、月額定額報酬となっております。今後は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう経営陣の報酬体系を検討してまいります。

【補充原則４－２－１　現金報酬と自社株報酬の適切な割合の設定】
　当社は、現時点におきまして、取締役の報酬は月額定額報酬となっており、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合等については設定しておりません。今後は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう経営陣の報酬体系を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
　当社は、いわゆる政策保有株式を保有しておらず、将来的にも保有しない方針であります。現時点で当社が保有している株式は、上場している葬儀社のみであり、その目的は他社の動向に関する情報を取得するためであります。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
　当社は、関連当事者間の取引につきましては、社内規定により取締役会で付議すべき事項と定めております。また、毎期、「関連当事者の開示に関する会計基準」「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき対象者の取引の有無を確認し、重要性を判断し開示対象となるものについては開示を行います。
　当社と主要株主との取引につきましては、取引の有無とともに取引内容の合理性、妥当性についての確認を行い、開示対象となるものについては開示を行います。

【原則３－１　情報開示の充実】
　当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、当社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、以下の事項について開示・公表し、主体的な情報発信を行っております。
・当社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画は下記URLにて公表しております。
　経営理念…http://www.tear.co.jp/company/profile/philosophy.html
　経営戦略（経営の基本方針）…https://www.tear.co.jp/company/ir/policy/management.html
　経営計画（中期経営計画）…https://www.tear.co.jp/company/ir/policy/plan.html
・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、「コーポレートガバナンス報告書」及び「有価証券報告書」第一部【企業情報】第4【提出会社の状況】6【コーポレート・ガバナンスの状況】に記載のとおりであります。
・報酬決定に当たっての方針と手続きは、取締役の報酬は、職責・役位及び経営への貢献度を勘案したうえで、株主総会で決議された報酬限度の範囲内で、取締役会にて代表取締役に一任のうえ決定します。監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査役会の協議により決定しております。
・取締役、経営幹部候補者の選任方針と手続きは、代表取締役が取締役会に提案し、取締役会で決定しております。監査役候補者の選任方針と

手続きは、事前に監査役の意見を聞き、監査役会の同意を得たうえで代表取締役が取締役会に提案し、取締役会で決定しております。
・取締役候補者及び監査役候補者の経歴及び選任理由については、招集通知の株主総会参考資料に記載しており、また当社HPにおきましても掲載しております。

【補充原則４－１－１　経営陣に対する委任の範囲】
　取締役会の決議事項は、法令・定款に定めのあるもののほか、取締役会に付議すべき事項の基準を「取締役会規程」に定めております。また、法令・定款に定めのあるもの以外では、決算に関する事項、経営計画に関する事項、剰余金の配当、重要な人事・組織に関する事項等があります。なお、取締役会に判断・決定を委任している事項については「職務権限明細表」に定めております。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
　当社は、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性を強化・向上させることを目的に、豊富な経験に基づく高い知識を有する社外取締役２名を選任しており、当社の規模に照らして適切であると考えております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社では、社外取締役の選任にあたっては、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性を強化・向上させることを目的に、豊富な経験に基づく高い知識を有していることを重視しております。
　社外監査役の選任にあたっては、経営監視機能を充実させるために独立性や専門性を重視することとしております。
　社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準は、東京証券取引所が定める独立役員に関する独立性判断基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないよう留意しております。また、社外取締役及び社外監査役の資質については、能力・経験・人格面から当社にふさわしいと考えられる人物が適切であると考えるのはもちろんのこと、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物と考えております。

【補充原則４－11－１　取締役会の多様性及び規模に関する考え方】
　当社は、定款で当社の取締役は10名以内と規定しております。現在の取締役員数は、取締役６名と、社外取締役２名の合計８名であり、当社の規模に照らして適切であると考えております。取締役会は、葬祭事業、FC事業、人財・商品開発、管理本部、経営企画といった専門分野の取締役と企業経営について十分な知識と経験を有し、社会一般の価値観に基づき助言・意見を述べる社外取締役で構成されております。取締役の選任に関する方針・手続については、原則３－１をご参照下さい。

【補充原則４－11－２　取締役・監査役の兼任状況】
　当社は、取締役・監査役全員の兼任状況については、事業報告で毎年開示しております。取締役、監査役全員の兼任状況は、当社の役割・責務を適切に果たすことが可能な状態であると判断しております。

【補充原則４－11－３　取締役会の実行性の分析・評価】
　当社の取締役会全体の実効性評価・分析については、外部機関を通じて取締役の自己評価及び取締役会の実行性についてアンケートを実施し、その集計結果により取締役会の機能の有効性及び課題の把握に努めております。また、その結果につきましては、「１．取締役会の構成と運営」「２．戦略と実行」「３．企業倫理とリスク管理」「４．経営陣の評価と報酬」「５．株主等との対話」「６．業績モニタリング」においていずれも有効であると判断しております。

【補充原則４－14－２　取締役・監査役のトレーニングの方針】
　当社の取締役・監査役に対するトレーニングの方針につきましては、新任者をはじめとする取締役・監査役は、各自の判断で、外部機関が開催するセミナー等を受講し、業務及び取締役・監査役としての必要な知識の取得や適切な更新等にて研鑽に努めております。また、取締役・監査役を対象に社内セミナーも開催しており、これらにかかる費用につきましては、全額を会社が負担しております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
　当社は、株主からの面談の申込みに対しては、合理的な範囲で積極的に対応しております。また、株主との建設的な対話を促進するために、ディスクロージャーポリシーを定めると共に、IR活動に関する資料をウェブサイトで開示しております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社夢現	7,792,000	38.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,559,800	7.73
名古屋鉄道株式会社	1,280,000	6.34
冨安　徳久	929,000	4.60
ティア社員持株会	341,800	1.69
深谷　志郎	264,000	1.30
花重美装株式会社	183,200	0.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口）	166,700	0.82
菊池　政一	123,400	0.61
中部印刷株式会社	121,600	0.60

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森　善良	その他											○
小木曽　正人	公認会計士								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森　善良	○	―――	物流業界の経営に携わり多くの経験・知見を有しております。この経験を活かして業務執行に対する一層の監督機能の強化を図るため選任しております。また、独立性の判断基準のいずれにも該当しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
小木曽　正人	○	同氏は、平成24年11月まで有限責任監査法人トーマツに所属していた公認会計士であり、当社は同監査法人と監査契約を結んでおりますが、独立性に影響を与える取引関係でないことから、概要の記載を省略いたします。	公認会計士・税理士としての高度な専門的知識と豊富な経験を有しております。この経験を活かして業務執行に対する一層の監督機能の強化を図るため選任しております。また、当社との間で特別な利害関係は有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況
　監査役、内部監査・経理部門等の関係部署と外部会計監査人が随時意見交換し、連携して当社の業務運営状況に関する問題点の把握、改善を行うとともに、外部会計監査人の適正な監査のための監査日程や体制の確保に努めております。

監査役と内部監査部門の連携状況
　内部監査の業務を行っている内部監査室と定期的な会合による情報交換等を行い監査の充実を図ると共に、内部統制システムの整備や運用状況の内部監査結果の報告及び改善状況の把握に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
稲生　浩子	税理士								▲					
出口　紘一	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
稲生　浩子		―――	税理士としての高度な専門的知識と豊富な経験を有しております。この経験を活かして独立性と実行性を高めた監査機能の強化を図るため選任しております。
			長年に亘り上場企業の監査役として経験と知識を有しております。この経験を活かして独

出口　紘一	○	―――	立性と実行性を高めた監査機能の強化を図るため選任しております。また、同氏は独立性の判断基準のいずれにも該当しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点において必要ないと考えているため、取締役へのインセンティブ付与を実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役及び監査役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬決定に当たっての方針と手続きは、取締役の報酬は、職責・役位及び経営への貢献度を勘案したうえで、株主総会で決議された報酬限度の範囲内で、取締役会にて代表取締役に一任のうえ決定します。監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役は、内部監査室、監査役会、会計監査人と連携し情報交換を行うと共に、内部統制システムの整備や運用状況の内部監査結果の報告及び改善状況を把握し、また、取締役会等への出席を通じて決議事項や報告事項について必要に応じて意見を述べることにより、取締役の職務執行に対する監督機能を果たすと考えております。

社外監査役は常勤監査役と常に連携を図り監査役会を通じて、監査計画書を策定して計画的に監査を実施しております。内部監査の業務を行っている内部監査室や会計監査人とも連携し、監査の充実を図ると共に、内部統制システムの整備や運用状況の内部監査結果の報告及び改善状況の把握に努めております。また、取締役会等への出席を通じて決議事項や報告事項について適宜質問すると共に、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社では、コーポレート・ガバナンスの充実、強化のための取組みとして、次のとおり諸施策を実施しております。
（a）取締役会
当社の取締役会は、社外取締役2名を含む8名、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。
取締役会は定例的に月1回開催され、当社の「取締役会規程」に定められた付議事項について審議・決議するとともに、各取締役の業務執行状

況の監督を行います。また、取締役会には監査役も出席し、取締役の執行業務を監督しております。 なお、決裁権限は職務権限規程で明確化し、重要な意思決定については、取締役会において決定しております。
取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性を強化・向上させることを目的に、豊富な経験に基づく高い知識を有する社外取締役を選任しております。

(b) 監査役会・監査役
監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成され、取締役の職務執行を監査し、会計監査を含む業務全般を監査しております。監査役会は、監査計画書を策定して計画的に監査を実施しております。内部監査の業務を行っている内部監査室や会計監査人と定期的な会合による情報交換等を行い監査の充実を図ると共に、内部統制システムの整備や運用状況の内部監査結果の報告及び改善状況の把握に努めております。また、取締役との会合等も定期的に開催し、監査の有効を図っております。監査役監査については、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者として、社外監査役に税理士1名を設置しております。

(c) 内部監査室
内部監査業務を担う内部監査室(人員2名)が設置しており、全部門の業務全般にわたり計画的に内部監査を実施しており、これらの内部監査を進めることにより内部統制の強化を図っております。

(d) 会計監査人
当社は、外部会計監査人が、監査等を通じて上場会社が開示する情報の信頼性を担保し、情報利用者である株主や投資家に対する責務を負っていると認識しております。この認識のもと、監査役、内部監査・経理部門等の関係部署と外部会計監査人が随時意見交換し、連携して当社の業務運営状況に関する問題点の把握、改善を行うとともに、外部会計監査人の適正な監査のための監査日程や体制の確保に努めております。なお、当社は外部会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、当該監査を受けております。当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めております。

(e)倫理・コンプライアンス委員会
当社は、内部通報に関する「倫理・コンプライアンス規程」を定め、内部通報を行う際の方法や内部通報がされた場合には、その調査・対応を検討する「倫理・コンプライアンス委員会」の開催等について規程しており、内部通報に関する適切な体制を整備しております。

(f) 役員報酬の決定方法等
報酬決定に当たっての方針と手続きは、取締役の報酬は、職責・役位及び経営への貢献度を勘案したうえで、株主総会で決議された報酬限度の範囲内で、取締役会にて代表取締役に一任のうえ決定します。監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査役会の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役については、その経営責任を明確にし、かつ経営環境の変化に対応できるよう取締役の任期を1年としております。
当社は、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性を強化・向上させることを目的に、豊富な経験に基づく高い知識を有する社外取締役を選任しております。また、それぞれの経験、職権、専門知識を活かした監査ができる社外監査役を選任することで経営の監視機能を強化しており、経営に対する客観的、中立的な監査機能として十分な体制が整っていると判断されるため、現状の体制を採用しております。
さらに、監査役会(社外監査役を含む)、内部監査室、会計監査人により、取締役会の意思決定及び執行役員による業務執行を多層的に監視・牽制することによって、業務の適法性・適正性を確保する体制としております。

社外取締役の選任にあたっては、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性を強化・向上させることを目的に、豊富な経験に基づく高い知識を有していることを重視しております。
社外監査役の選任にあたっては、経営監視機能を充実させるために独立性や専門性を重視することとしております。
社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準は、東京証券取引所が定める独立役員に関する独立性判断基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないよう留意しております。また、社外取締役及び社外監査役の資質については、能力・経験・人格面から当社にふさわしいと考えられる人物が適切であると考えるのはもちろんのこと、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物と考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会を株主との建設的な対話の場であると認識し、より多くの株主が出席しやすいように開催日を設定しております。 最近の開催日：平成28年12月22日

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は株主との建設的な対話を促進するために、ディスクロージャーポリシーを定めると共に、IR活動に関する資料をウェブサイトで開示しております。 【ディスクロージャーポリシー】 http://www.tear.co.jp/company/ir/policy/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は個人投資家向け会社説明会も積極的に開催しており、中部地区、関東地区、関西地区での説明会の開催に加え、地方の中核都市でも定期的に会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家対応としましては、年2回の決算説明会開催に加え、必要に応じて個別に訪問しております。 決算説明会及び機関投資家訪問にあたっては、代表取締役またはIR担当取締役が対応し、当社の事業内容及び経営方針の理解を促すと共に、投資家との活発な意見交換を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト内IR情報ページ（http://www.tear.co.jp/company/）にて、決算短信及びその他適時開示書類、有価証券報告書、株主通信、決算説明会資料、IRカレンダー、電子公告等の情報を開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社は、「日本で一番『ありがとう』と言われる葬儀社」を目指し、1997 年に創業して以来、直営・フランチャイズによる多店舗化を推進し、中部地区では高い知名度を誇ると共に、関東地区、関西地区への進出も果たしております。また、創業当時より一貫して葬儀価格の透明性に努めており、明瞭な価格体系による葬儀を提供すると共に、人材教育も積極的に手掛け、サービス業としての質的向上にも努めて業容を拡大してまいりました。これらの取り組みは、従業員、お客様、協力会社、債権者、地域社会をはじめとする、当社に係る様々なステークホルダーとの協働によるものであると認識しております。 今後も、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するには、当社に係る様々なステークホルダーとの協働が不可欠であると判断しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備いたしております。

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会は、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督する。
「倫理・コンプライアンス規程」及び「倫理・コンプライアンスガイドライン」を定め、取締役及び各部署の責任者から構成される倫理・コンプライアンス委員会によって、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を図る。
「倫理・コンプライアンスガイドライン」により役職員の行動規範を整備し、その基本方針としての企業倫理及び遵守指針としての行動指針を設けることで、コンプライアンス体制の充実と強化を図る。全役員及び従業員が法令等を遵守し、高い倫理観をもって行動するために、特に役員に対してはコンプライアンスに関する重要な情報を周知徹底する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報(取締役会議事録、株主総会議事録等)については、電子データを含めた文書の保存及び管理責任者を選任し、文書の保存期間や閲覧できる者の範囲を法令及び「取締役会規程」、「文書管理規程」等の社内規程によって管理する。取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規程」を定め、取締役及び各部署の責任者から構成される倫理・コンプライアンス委員会によって、当社の事業活動において発生しうるリスクの防止を図る管理体制の整備、発生したリスクに対する対応等を行う。
各部署の責任者は、倫理・コンプライアンス委員会の委員として日常の業務活動におけるリスク管理を行う。具体的には、倫理・コンプライアンス委員会で内部統制の評価範囲を決定し、この評価範囲に該当する業務プロセスを担当する各部署で、当該業務プロセスに係るリスクの評価と対応をリスクコントロールマトリックスに記載し、倫理・コンプライアンス委員会で検討を行うことで、リスクの防止あるいは軽減に努める。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定時取締役会を月１回開催し、また、必要に応じて、臨時取締役会を開催し、迅速で的確な経営意思決定を行う。
取締役の職務の執行が効率的に行われるために必要である適正な職務分掌は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において整備した。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「倫理・コンプライアンス規程」及び「倫理・コンプライアンスガイドライン」を定め、取締役及び各部署の責任者から構成される倫理・コンプライアンス委員会によって、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を図る。
「倫理・コンプライアンスガイドライン」により役職員の行動規範を整備し、その基本方針としての企業倫理及び遵守指針としての行動指針を設けることで、コンプライアンス体制の充実と強化を図る。
全役員及び従業員が法令等を遵守し、高い倫理観をもって行動するために、定期的に開催される社内研修等による倫理面を重視した教育も実施する。
全役員及び従業員が、法令、企業倫理について相談できる窓口として「社内通報制度」を設ける。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役(会)がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役(会)スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役(会)より監査業務に必要な職務の補助の要請を受けた監査役(会)スタッフは、独立性を確保するため、その要請に関し、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

(8)前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役会は、「監査役会規程」に基づき、監査役(会)の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性を確保するための体制を決議し、当該体制を整備するよう取締役に対して要請する。

(9)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、その他重要な事実が発生した場合、監査役に対して速やかに報告する。また、監査役は必要な都度、取締役及び従業員に対し、報告を求める。

(10)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための事項
監査役会は、報告者が不利な取扱いを受けることのないよう「監査役会規程」において報告者の保護を規定したうえ、取締役に対して、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の整備を要請する。

(11)監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役会は、「監査役会規程」に基づき、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項を決議し、当該体制を整備するよう取締役に対して要請する。

(12)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備及び監査上の重要な課題について意見交換することで、監査役監査の実効性を確保する体制を整備する。
監査役は、内部監査部門と定期的な情報交換を行い緊密な連携を図る。
監査役又は監査役会は、取締役から当社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じる。
監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める。

(13)反社会的勢力を排除するための体制
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動に悪影響を与えるあらゆる反社会的勢力・団体とは一切関わらない。万が一、

反社会的勢力からの接触があった場合は、管理本部総務人事部総務課を対応する部署として、必要に応じて顧問弁護士、警察等の専門家に早期に相談し、適切な処置をとる。また、役職員に対しても社内研修等を開催し、反社会的勢力に関わりを持たない意識の向上を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく倫理・コンプライアンスガイドラインにおいて役職員の行動規範を整備し、その基本方針としての企業倫理及び遵守指針としての行動指針を設けており、その一つとして反社会的勢力との絶縁を掲げております。

新規取引先の選定においては、必要に応じて金融機関、顧問弁護士等にヒアリングを行い反社会的勢力とつながりがないことを確認の上、調査会社に調査を依頼し、その結果を踏まえて取引開始の可否を決定することとし、反社会的勢力及びそれに共生するグループとの関係が発生しないよう未然の防止に努めております。また、人材採用においても、入社時の履歴書等の書面による審査、面談によるヒアリング等を通じて確認しております。さらに、必要に応じて、企業に対する暴力犯罪を未然に防止し、排除するために必要な情報の交換、研修、共助を行う愛知県企業防衛対策協議会にも確認を取っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針
　当社は、法令遵守並びに証券市場における会社の信用確保、会社情報の取扱いに関する権限と責任の明確化を目的として、適時、適正かつ公平な情報開示に努めております。
　投資判断に影響を与える決定事実、発生事実、決算に関する情報、既に開示した重要な会社情報の内容について重大な変更、中止等が行われた場合には、適時、適正かつ公平な情報開示を行うよう努めております。また、適時開示の基準に該当しない情報についても、投資判断に影響を与えると判断した場合には、投資家の需要に応えるべくでき得る限り積極的に情報開示を行う方針であります。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制
　当社は、情報取扱責任者を経営企画室担当役員とし、適時開示担当部門を経営企画室としています。経営企画室は、会社情報の一元管理を行うとともに、情報開示の要否並びに開示内容・方法等について、社内関係部門または必要に応じて主幹事証券会社、監査法人、弁護士等への確認及び相談の上、開示原稿の作成を行っております。
　情報開示担当役員はその都度経営上の重要な情報の報告を受けるとともに、取締役会等重要な会議に出席し必要な情報の収集に努め、かつ、重要事実が発生した場合には情報の漏洩がないよう関係部署にその旨を通告し当該情報の一元管理を図っております。
　また、適時開示の意思決定は、情報開示担当役員から取締役会に付議され最終意思決定（発生事実は取締役会あるいは代表取締役社長の決裁）が行われております。

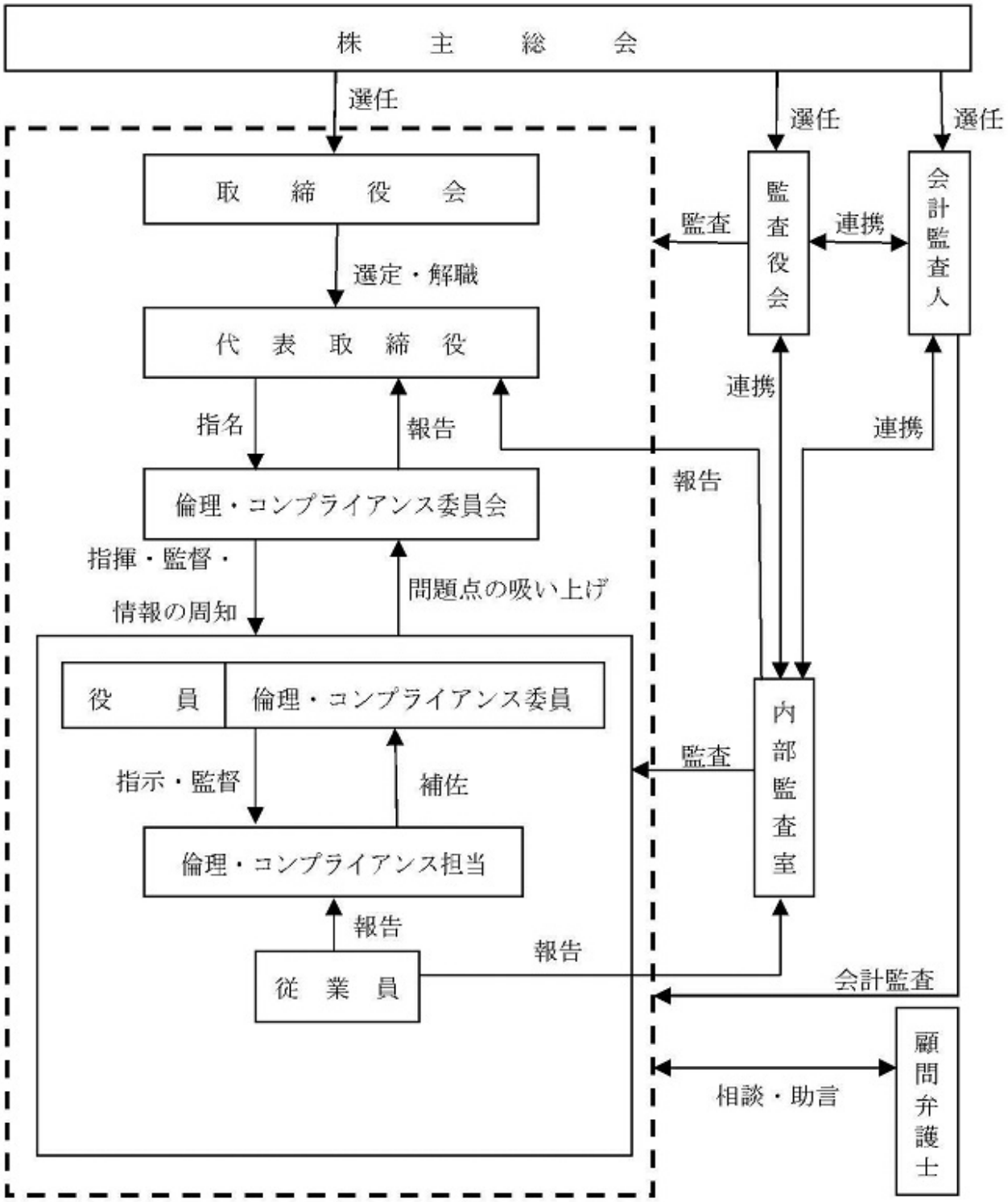
株　主　総　会
選任
選任
選任
取　締　役　会
監査
監査役会
連携
会計監査人
選定・解職
代　表　取　締　役
連携
連携
指名
報告
報告
倫理・コンプライアンス委員会
指揮・監督・
情報の周知
問題点の吸い上げ
役　員
倫理・コンプライアンス委員
監査
内部監査室
指示・監督
補佐
倫理・コンプライアンス担当
報告
報告
従　業　員
会計監査
顧問弁護士
相談・助言